

学校法人金沢医科大学知的財産ポリシー

平成19年9月14日制定

1. 目的

学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）は、建学の精神の一つとして「社会に貢献する－生命の尊厳を基調とし人類社会の医療と福祉に貢献する－」を掲げている。特に地域・社会への貢献を実現するためには、本学における知的財産の創出とその活用を効果的に行い、広く社会に還元することが重要である。このため、このポリシーにおいて、本学における知的財産の効果的な創出、保護、管理及び活用についての方針を定める。

2. ポリシーの対象者等

- (1) このポリシーの対象者は、本学の役員、職員、学生並びにその他任用にあたって職務発明等につき契約がなされている者（以下「教職員等」という。）とする。
- (2) このポリシーにおいて知的財産とは、教職員等の研究活動等から生み出された知的創作物のうち財産としての価値を持つものをいう。

3. 特許等を受ける権利の帰属

- (1) 本学における知的財産の創出、保護、管理、活用を体系的・戦略的・一元的に行うため、教職員等による職務発明等（教職員等が本学の費用その他の支援に基づき又は本学が管理する施設設備を利用し、創作又は育成した発明、考案、意匠、商標及び種苗法に規定する品種をいう。）に係る特許等を受ける権利は、本学が承継する。ただし、本学は、特許等を受ける権利を承継しないことが適当と認める場合には、当該権利を当該教職員等に帰属させることができる。
- (2) 学外機関等との共同研究・受託研究、学外機関等からの奨学寄付金、政府からの研究資金に基づく発明等についての本学の持分は、それぞれの契約において規定される場所によるものとする。

4. 補償等

- (1) 本学は、職務発明等に係る権利の承継に当たり、当該発明等が教職員等の研究活動等によって生み出されたことに十分配慮し、知的財産の権利化及びその活用への貢献を教職員等の評価に反映させるよう努力するものとする。
- (2) 本学は、職務発明等に基づく知的財産権の実施又は処分により収益（収入）を得たときは、当該知的財産権に係る発明等をした教職員等に対し、実施補償金を支払うものとする。

5. 発明の届出等

- (1) 本学における研究等の成果を知的財産権として権利化することの効果に鑑み、教職員等は、職務発明等に該当すると思われる発明等を行ったときは、速やかに学長に届けるとともに、

本学が職務発明等に係る権利を承継した場合には、出願その他の権利の取得及び維持に係る手続きに協力するものとする。

- (2) 本学は、発明等の届出があったときは、職務発明等該当の当否及び知的財産権の承継の可否について決定するとともに、当該発明者等に遅滞なくこれらのことを通知するものとし、承継した発明等の権利については、速やかに出願等を行うものとする。
- (3) 学長は、職務発明等の決定、承継に不服のある教職員等に対して異議申立ての機会を与えるものとする。

6. 知的財産権の取得・活用促進のための体制等

- (1) 本学における知的財産権の取得・活用促進のための迅速な意思決定を可能とする仕組みやルールを構築する。
- (2) 知的財産権の取得や技術移転のため、また、知的財産権の係争・訴訟対応等のために関係機関等との連携を図る。
- (3) 本学は、このポリシーに基づき知的財産に関する業務を遂行するため、組織・体制の整備に努めるものとする。